

(東教育次長答弁)

長崎議員 1001-1 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 医療的ケア児を支える支援法の制定についての見解と今後の具体的な取り組みはどうか。

答弁要旨

令和3年6月に公布された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、学校の設置者は、恒常的に医療行為が必要な児童に対し、他の児童と共に教育を受けられるよう適切な支援を行う責務を有すると定められております。

これを受けまして、教育委員会におきましては、今年度、「尼崎市医療的ケア実施体制ガイドライン検討委員会」を設置し、兵庫県教育委員会や他市の「医療的ケア実施体制ガイドライン」を参考にしながら、本市の実態に応じたガイドラインの策定に向け取り組んでいるところでございます。

(次ページに続く)

今後は、支援法の内容を踏まえ、医療的ケアを日常的に必要とする幼児児童生徒の安全の確保を保障し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導が行われるよう、看護師の配置等の支援体制の整備に努めてまいります。

以上

質問要旨 医療的ケア児を支える今回の支援法の制定に関する市長の見解と今後の取組みについて

答弁要旨

医療的ケア児に関する支援につきましては、平成28年の児童福祉法の改正により「努力義務」として、はじめて定められたところですが、これらの支援をより具体化するためには、医療や福祉、教育、保育、財政など多くの分野において検討・調整をはかる必要があったことから、議員立法として検討が進められたと承知しております。

法律の制定により、市は医療的ケア児が在籍する保育所等に対する支援を行うとともに、医療的ケア児への保育を実施する保育所においては、医師の指導のもと、施設に看護師や喀痰吸引等が可能な保育士等を配置し、通常の保育に加え医療的ケアの支援を行うことになり、インクルーシブ教育・保育の推進に繋がるものと受け止めております。

(次ページに続く)

一方で、実施に際しましては、保育所において医療的ケア児を支援するための専任の看護師のほか、専門的な知識や技術を有する保育士などの人材の確保や養成、医療的ケア児への支援のためスペースなど環境整備を行う必要があります。

また、医療的ケア児への支援の方法もそれぞれ異なることから、主治医や病院等関係機関と連携を図りながら医療的ケア児を受け入れ、適切に支援を行えるためのガイドラインを作成することなど、実施に当たっては多くの課題を解決していかなければなりません。

こうしたことから、今後、教育委員会と一層連携を図るとともに、先進市の状況を踏まえ、医療的ケア児の支援の取組を進めてまいります。

以上

(東教育次長答弁)

長崎議員 1002 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 医療的ケア児支援について、豊中市の先進事例をどのように受け止めているか。また、豊中市を参考に、本市や本市の医療機関と共に視察や勉強会など行うべきと考えるがどうか。

答弁要旨

豊中市の市立病院と連携した医療的ケア児を支援する取組につきましては、以前から多くの自治体が関心を持っていると認識しております。

教育委員会といたしましては、今後も、ガイドラインの策定及び看護師の配置等の支援体制の整備に向け、豊中市をはじめ、近隣市の動向を注視してまいります。

また、医療的ケアを日常的に必要とする幼児児童生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えるために、各自治体及び関係医療機関等とも積極的に情報共有や連携を図る必要があると考えております。

以上

長崎議員 1003 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 自宅の部屋や車に同乗した場合に喫煙しないよう求める規定を本市のたばこ対策推進条例に盛り込むことに対する見解について。

答弁要旨

議員ご指摘の、市民の自宅の部屋や車内における、自主的な受動喫煙防止の取組みについては、本市のたばこ対策推進条例第9条、「受動喫煙の防止」において、包括的に規定しております。

また、兵庫県の「受動喫煙の防止等に関する条例」第19条においても、「何人も、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の屋室内、同乗する自動車の車内においては喫煙してはならない」と詳細に規定されているため、本市の条例を改正する必要はないものと考えております。

以上

(医務監答弁)

長崎議員 1004 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 千葉市と同様の取り組みを尼崎市でも積極
的に行うよう望むが見解を聞かせてほしい。

答弁要旨

千葉市の市内の小学4年生に対する新規の取り組みについては、子供の受動喫煙による健康被害を防止するための取り組みの一環として実施したとのことでございます。

本市としましては、子供が自らの意思で受動喫煙を避けることができるよう、あまっこ健診の会場にポスターを掲示するなど、あらゆる機会を通じて啓発してまいりたいと考えております。

以上

(選挙管理委員会委員長答弁)

長崎議員 1005 作成部局 選挙管理委員会 No.1

質問要旨

コロナウイルス感染症が収束するまでの特例郵便等投票についての見解は。また、準備状況や広報は。

答弁要旨

特例郵便等投票につきましては、新型コロナウイルス感染症で宿泊施設や自宅において療養等をされている選挙人にも、投票機会が確保されましたので、選挙管理委員会といたしましても、良かったと思っております。

次に、その準備といたしましては、国のガイドラインに基づき、感染防止のためのチャック付き透明ケースなどを購入しております。

また、広報につきましては、本市のホームページや市報などで周知しているところでございます。

以上

(選挙管理委員会委員長答弁)

長崎議員 1006 作成部局 選挙管理委員会 No.1

質問要旨

特例郵便等投票の不正を防止するための方法は。

答弁要旨

特例郵便等投票の公正確保のため、公職選挙法において、禁錮や罰金の罰則が設けられているところでございます。

本市におきましても、兵庫県知事選挙より特例郵便等投票ができるようになりましたが、利用された選挙人はおられませんでした。

今後の選挙におきましては、制度を利用される選挙人がおられることも想定し、なりすまし等による投票をした場合、罰則があることの周知を図りながら、不正防止に努めてまいりたいと考えております。

以上

質問要旨

電話リレーサービスについて、市報やホームページで広報しないのはなぜか。また、今後どのように周知し、登録者の増加に努めるのか。

答弁要旨

電話リレーサービスの提供開始にあたり、国におきましては、テレビCMやインターネット、ポスター、リーフレットなどによる啓発を実施しているところです。

本市では、そうした国の動向を注視しつつ、まずは本サービスを必要とする聴覚障害者等が訪れる機会が比較的多い、本庁舎の障害福祉課や南北保健福祉センター、身体障害者福祉センター、身体障害者福祉会館などにポスターを掲示し、リーフレットを設置することなどを通じて、聴覚障害者をはじめ市民等に公共インフラとしてのサービス開始の周知に取り組んでいるところです。

今後は市報やホームページによる広報をはじめ、聴覚障害者団体等への働きかけなど、より多くの市民等に制度を理解していただけるような広報に取り組み、利用登録者の増加にもつなげてまいりたいと考えております。

以上

質問要旨 ユーチューブでの新型コロナに係る市長メッセージでの手話通訳や字幕は継続するかどうか。
市長定例記者会見時の手話通訳や字幕についての見解は。

答弁要旨

ユーチューブで配信する市長メッセージでの手話通訳や字幕は、コロナ禍収束後についても継続いたします。

市長定例記者会見については、尼崎市政記者クラブに対して情報発信をする場ではありますが、市民の皆様へも情報公開するため、会見資料を市ホームページに掲載するとともに、その情報を補足するものとして、市公式フェイスブックで動画を配信してきたことから、現在は手話通訳や字幕をつけておりません。

しかしながら、聴覚障害者の方々をはじめ市民の皆様へのよりよい情報提供を推進する観点から、今後改善してまいります。

以上

質問要旨 本市での認知症の行方不明者について 2020年
年から過去 5 年間で、警察に届出があった人数や無事に保護された人数等は何人か。

また、行方不明者の捜索について、本市ではどのように警察と連携し住民に協力を求めているのか。

答弁要旨

本市での認知症の行方不明者の情報につきましては、警察から非公開を求められており、お答えすることはできません。

また、警察とは、いざという時のために、認知症等の方の氏名や写真等の情報を事前に市へ登録していただく「認知症みんなで支える SOS ネットワーク事業」で連携しております。

当該事業は、万が一、登録者が行方不明になり、警察からの通報を受けた場合、登録者の情報をメール等により地域の民生児童委員、コンビニエンスストア、介護事業所などの協力機関に発信し、多くの目で探すことで、早期発見・保護につなげるものとなっています。

以上

質問要旨 同居孤独死を防ぐための対策として、市独自の
実態調査をアンケート等で行い状況を把握するべき
と考えるがどうか。

答弁要旨

家族が認知症であることやセルフネグレクトの傾向等に関する情報につきましては、周囲に隠そうとする傾向が未だ存在するため、アンケート等による手法では実態把握は困難であり、地域との連携による把握が重要だと考えております。

そのため、令和2年度につきましては、緊急事態宣言が発令される中で、介護サービスや医療とつながっていない高齢者の他、民生児童委員から情報提供をいただいた気がかりな高齢者等約 800 人を対象として、地域包括支援センターや市の担当者が、電話・訪問等により状況を確認し、必要な支援につなげるなど、取り組んでまいりました。

今年度以降も、こうした取組みを実施していくこととしております。

以上

質問要旨 今後、老々介護世帯などの異変を察知し、素早く民生委員や行政に知らせる仕組みづくりが必要と考えるがどうか。

答弁要旨

ご指摘のような事例が起きないためにも、高齢者が地域から孤立しないための取組がたいへん重要だと考えております。

本市では、独居高齢者や高齢者のみの世帯に対して、民生児童委員の皆様による友愛訪問とともに、地域の皆様による見守り活動の推進や、高齢者ふれあいサロン、いきいき百歳体操などの身近な通いの場づくりを通じて、住民同士がお互いの顔の見える関係を作り、孤立しないための取組を進めております。

こうした取組を進める中で、地域の皆様が様々な機会を通じて支援の必要な人を把握した際に、民生児童委員や地域包括支援センター等に通報いただき、その情報を基に必要な支援を行っていきたいと考えております。

今後も引き続き、重層的な見守り体制の充実を図り、支援の必要な人を見逃さない体制づくりに努めてまいります。

(以上)